

2020年6月24日



令和2年3月末までの消費税転嫁対策の取組状況を取りまとめました

経済産業省では、平成26年4月の消費税率8%引上げ、令和元年10月の消費税率10%引上げを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、様々な転嫁対策を実施しています。今般、令和2年3月末までの主な転嫁対策の取組状況を取りまとめました。

引き続き、転嫁状況の監視・取締り等を通じ、転嫁拒否行為の未然防止を図るとともに、違反行為に対しては厳格に対処していきます。

○取組状況の概要

(1)監視・取締り対応の取組

- ・取引の売手側が転嫁拒否行為を受けていないか情報収集するため、令和元年度も引き続き、大規模な書面調査を実施しています。
- ・転嫁拒否行為に対しては、令和2年3月末までの累計(公正取引委員会との合算)で、指導を5,771件、措置請求を13件、勧告を54件実施しました。
- ・転嫁対策調査官(転嫁Gメン)が転嫁拒否行為に関する情報の収集、相談対応等を行う『Gメンパトロール』を実施しています。

(2)広報・相談対応の取組

- ・消費税転嫁対策に関する分かり易い手引き及びマニュアル・パンフレットを作成し、全国の事業者へ配布しました。(累計約186万部)
- ・中小企業団体や国が認定する支援機関において、転嫁対策に関する講習会等を開催しました。(令和2年3月末までに、累計で約2万5千回実施、約56万人が参加)
- ・消費税の円滑かつ適正な転嫁の順守を盛り込む等の改訂を実施した下請取引適正化ガイドラインについて、ガイドライン説明会等を通じて所管業界団体・企業等に対して周知を行いました。

・中小企業 4 団体において、全国 2,324 箇所に相談窓口を設けて相談対応を実施しました。(令和 2 年 3 月末までに、累計で約 206 万件の相談対応を実施。)

・中小企業庁では、WEB 上に情報セキュリティにも十分に配慮した申告情報受付窓口を設置しています。消費税の転嫁に関するご相談の際にご利用ください。なお、これまで通り、電話でのご相談も受け付けています。

申告情報受付窓口

URL <https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shohizei/m5nrxt3>

※消費税転嫁対策の概要等につきましては、こちらをご確認ください。

URL <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeitenka.htm>

・消費税の転嫁状況を定期的に把握するため、モニタリング調査を実施しました。令和 2 年 2 月の書面調査では、転嫁状況について、事業者間取引では 88.5%、消費者向け取引では 78.9%の事業者が「全て転嫁できている」と回答しました。また、「全く転嫁できていない」と答えた事業者は、事業者間取引では 1.8%、消費者向け取引では 3.2%でした。

(本発表資料のお問合せ先)

中小企業庁 事業環境部

消費税転嫁対策室長 仁科

担当者:塚本

電話:03-3501-1511(内線 5291~7)

03-3501-1502(直通)

03-3501-6899(FAX)

経済産業政策局 競争環境整備室長 榎口

担当者:門田

電話:03-3501-1511(内線 2625~7)

03-3501-1550(直通)

03-3501-6046(FAX)

令和2年3月末までの消費税転嫁対策の取組状況について

令和2年6月24日
経済産業省

経済産業省では、平成26年4月に消費税率が8%へ引上げられ、令和元年10月には10%に引上げられたことを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、公正取引委員会と連携して、①監視・取締り対応、②広報・相談対応を一体的に実施し、転嫁拒否行為の未然防止及び迅速な是正を行っている。

令和2年3月末までの主な取組状況は、以下のとおり。

(1) 監視・取締り対応

①消費税の転嫁拒否等に関する大規模な調査の実施

- ・令和元年度も引き続き、公正取引委員会と合同で、悉皆的な書面調査を実施。これらによって把握した情報等を元に、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「特措法」という）に基づき、転嫁拒否行為に対して迅速かつ厳正に対処している。
 - i) 取引の売手側である中小企業・小規模事業者全体に対し、転嫁拒否行為を受けていないか情報収集するための書面調査
 - ii) 取引の買手側である大企業・大規模小売事業者等に対し、転嫁拒否行為を行っていないか把握するための書面調査
- ・下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という）の書面調査等を通じて転嫁拒否行為等に関する情報が得られた場合にも、情報収集と迅速な対応に努めている。

②特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締り

- ・特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締りを実施。令和2年3月末までの累計（公正取引委員会との合算）で、指導を5,771件、措置請求を13件、勧告を54件実施。なお、措置請求は中小企業庁、勧告は公正取引委員会が実施する。詳細は別紙参照。
※これまでに措置請求を行った13件は、公正取引委員会により全て勧告が行われている。

- ・特措法に基づく事前調査や立入検査において、下請法上の違反（書面未交付、受領拒否、割引困難手形の交付等）を発見した場合には、下請代金検査官に迅速に通知し、下請法による徹底した取締りを行う。

③転嫁Gメンによるパトロールの実施

特措法の周知や転嫁拒否行為に関する情報提供・情報収集、相談対応、未然防止などを目的として、全国に配置した転嫁Gメンによるパトロール活動を実施中。

- ・事業者団体等を訪問。令和2年3月末までに、累計で6,529件実施。
- ・総合スーパー、食品スーパー、ディスカウントショップ、ドラッグストア、ホームセンター、商店街等を訪問。令和2年3月末までに、累計で14,391件実施。
- ・商工会、商工会議所を訪問。令和2年3月末までに、累計で3,229件実施。小規模事業者が普段から接しているのは商工会、商工会議所の経営指導員であることを踏まえ、転嫁Gメンと経営指導員等との顔の見える関係を築き、小規模事業者等が日頃から直面している悩みや課題について、迅速かつ率直に情報交換できるような人的ネットワークを構築。
- ・信用金庫、信用組合を訪問。令和2年3月末までに、累計で780件実施。
- ・前回増税時（平成26年4月1日）以降に設立された事業者へ訪問。令和2年3月末までに、累計で1,886件実施。

（2）広報・相談対応

①転嫁Gメンによるパトロールの実施【再掲】

②パンフレットや講習会等による広報

- ・消費税転嫁対策に関する分かり易い手引きやマニュアル、パンフレットを作成。中小企業団体や国が認定する支援機関を通じて、全国の事業者へ配布（累計約186万部）。
- ・中小企業団体や国が認定する支援機関において、転嫁対策に関する講習会等を開催。令和2年3月末までに、累計で約2万5千回実施、約56万人が参加。
- ・消費税の円滑かつ適正な転嫁の順守を盛り込む等の改訂を実施した下請取引適正化ガイドラインの説明会や、特定事業者の契約業務を担当・管理する者等を対象とした「消費税転嫁への対応講習会」等を開催。令和元年度は、合計166回実施。

③相談窓口の設置

- ・ 中小企業4団体において、全国2,324箇所に相談窓口を設置。令和2年3月末までに、累計で約206万件の相談対応を実施。
- ・ 中小企業の取引上の悩み相談を受け付けている「下請かけこみ寺」に、消費税の円滑な転嫁に関する相談窓口を設置。令和2年3月末までに、累計で325件の相談対応を実施。
- ・ 中小企業庁では、WEB上に情報セキュリティにも十分に配慮した申告情報受付窓口を設置。消費税の転嫁に関する相談の際に利用が可能。電話での相談も受け付けている。

申告情報受付窓口URL

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shohizei/m5nrxt3>

電話番号 03-3501-1502

④消費税の転嫁状況のモニタリング調査の実施

- ・ 消費税の転嫁状況を定期的に把握するため、平成26年4月より、事業者に対して転嫁状況に関するアンケート調査を実施。令和2年2月の調査結果について、令和2年4月3日（金）に公表済み。

【結果概要】（実施期間：令和2年2月7日～2月21日、回答数19,764者）

- 転嫁状況について、事業者間取引では88.5%、消費者向け取引では78.9%の事業者が「全て転嫁できている」と回答し、令和元年11月の同調査と比較して、それぞれ+0.4pt、+2.6ptだった。「全く転嫁できていない」と答えた事業者は、事業者間取引では1.8%、消費者向け取引では3.2%で、平成31年2月の同調査と比較して、それぞれ±0.0pt、-0.1ptだった。
- 事業者間取引における転嫁できた理由としては、「以前より消費税への理解の定着」が最も多く61.1%。「転嫁特措法等による取締り強化」が30.9%、「本体価格と消費税額を分ける」が20.0%。
- 消費者向け取引における転嫁できた理由としては、「消費者において、消費税率引上げの意義等に対する理解が浸透」が最も多く71.7%。「本体価格と消費税額を分けることによる反発緩和」が24.1%。

転嫁拒否行為に対する対応実績
(令和2年3月まで)

公正取引委員会
経済産業省

調査・取締り状況（平成25年10月～令和2年3月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 (注2)	勧告 (注4)	措置 請求
12,754件	7,108件	5,771件 (188件)	54件 (11件)	13件

(注1) 調査着手，立入検査及び指導の各件数は，公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

(注2) 転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

(注3) 括弧内は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

(注4) 勧告は，公正取引委員会のみが行う。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	432件	6件	438件
買ったたき (注5)	5,285件	52件	5,337件
商品購入・役務利用 ・利益提供の要請	93件	0件	93件
本体価格での 交渉の拒否	281件	0件	281件
合計(注6)	6,091件	58件	6,149件

(注5) 買ったたきの勧告及び指導件数には，平成26年3月31日以前に減額行為があり，同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

(注6) 事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	867件	5件	872件
製造業	1,215件	1件	1,216件
情報通信業	720件	8件	728件
運輸業（道路貨物 運送業等）	306件	1件	307件
卸売業	370件	1件	371件
小売業	471件	11件	482件
不動産業	239件	9件	248件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	375件	1件	376件
学校教育・教育支 援業	157件	4件	161件
その他(注8)	1,051件	13件	1,064件
合計	5,771件	54件	5,825件

(注7) 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を1件として計上している。

(注8) 「その他」は，娯楽業，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

令和2年3月末時点

1	(株)JR東日本ステーションリテイリング (平成26年4月23日)	駅構内等で食料品、衣料品等を販売する(株)JR東日本ステーションリテイリングは、消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため、納入業者に対し、仕入価格を通常支払われる仕入価格に比べ3%程度低く設定することになる販売促進企画への参加を要請した。	第3条第1号後段 (買ったたき)	8 ~ 10	吉野家グループ (株)吉野家資産管理サービス (株)北日本吉野家 (株)中日本吉野家 (平成26年9月24日)	店舗等の賃貸借等の事業を営む(株)吉野家資産管理サービス、外食業を営む(株)北日本吉野家及び(株)中日本吉野家の3社は、それぞれ、店舗所有者(賃貸人)の一部に対し、賃料の消費税率の引上げ分を減額し、又は賃料の消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号前段(減額)及び同号後段 (買ったたき)
2	(株)三城 (平成26年6月12日)	メガネ等を販売する(株)三城は、消費税率の引上げに対応するため、店舗の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	11	山佐産業(株) (平成26年10月22日)	パチンコホール等の遊技場にスロットの販売等を行う山佐産業(株)は、スロットの販売等の業務に関する業務委託契約を締結している販売代理店に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託手数料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
3	山形市(山形市立病院済生館) (平成26年6月17日)	山形市立病院済生館は、消費税率の引上げに対応するため、医療材料の納入価格を引き下げることとし、納入業者に対し、平成25年度下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	12	東映アニメーション(株) (平成26年12月17日)	主にアニメーションの制作事業を営む東映アニメーション(株)は、アニメーションの原画、動画等の制作業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
4	一般社団法人東京都自転車商防犯協力会 (平成26年6月26日)	東京都公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人東京都自転車商防犯協力会は、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託手数料を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	13	(株)トライグループ (平成26年12月19日)	学習指導事業を営む(株)トライグループは、 ① 家庭教師の業務委託契約を締結している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いて支払った。 ② 教室施設の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
5	一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会 (平成26年6月26日)	兵庫県公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会は、消費税率の引上げに伴う自らの経費の負担を回避するため、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ前の額より更に低い委託手数料を定めた。	第3条第1号後段 (買ったたき)	14	住友不動産エスフォルタ(株) (平成27年1月30日)	スポーツ施設の運営等の事業を営む住友不動産エスフォルタ(株)は、スポーツ指導を行う個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
6	(株)ルネサンス (平成26年7月24日)	スポーツ施設の運営等の事業を営む(株)ルネサンスは、消費税率の引上げに対応するため、スポーツ指導を行う個人事業者に対し、免税事業者に該当することを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置く等した。	第3条第1号後段 (買ったたき)	15	(株)広島東洋カープ (平成27年2月26日)	プロ野球球団を運営し、球団のロゴマーク等を表示する商品(以下「グッズ」という。)の販売等を行う(株)広島東洋カープは、グッズの納入業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずにグッズの仕入価格を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)
7	産業機械健康保険組合 (平成26年8月1日)	健康保険給付事業及び保健・福祉事業を営む産業機械健康保険組合は、健康診断に関する委託契約を締結している病院等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いた。	第3条第1号後段 (買ったたき)				

消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

令和2年3月末時点

16	大東建物管理(株) (平成27年3月19日)	不動産賃貸業等を営む大東建物管理(株)は、賃貸物件の清掃等の業務に関する業務委託契約を締結している個人事業者又は法人事業者にに対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	25	DCMダイキ(株) ・ (株)ホームセンターサンコー (平成27年6月9日)	日用品を販売するDCMダイキ(株)及び(株)ホームセンターサンコーの2社は、それぞれ、野菜等の商品の仕入先である農家等の一部に対し、仕入代金について、税抜価格の販売価格から販売手数料相当額を控除した額に8%を乗じた額を上乗せせずに支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	
17	・ 18	ココ・コーラウエスト(株) ・ 西日本ビブレ(株) (平成27年3月26日)	自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を営むココ・コーラウエスト(株)及び西日本ビブレ(株)の2社は、それぞれ、自動販売機の設置場所を提供する事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	26	(株)西松屋チェーン (平成27年6月12日)	乳幼児等の衣料品等を販売する(株)西松屋チェーンは、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)
19	アイフル(株) (平成27年3月27日)	貸金業を営むアイフル(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置く旨の要請等を行った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	27	(株)主婦と生活社 (平成27年7月9日)	雑誌等の出版業を営む(株)主婦と生活社は、雑誌等に掲載する原稿、写真等の作成又は編集、校正等の業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	
20	・ 21	アサヒグローバル(株) ・ アサヒグローバル三重(株) (平成27年4月2日)	住宅の建築工事業を営むアサヒグローバル(株)及びアサヒグローバル三重(株)の2社は、それぞれ、住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者にに対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	28	(株)穴吹ハウジングサービス (平成27年10月2日)	駐車場事業等を営む(株)穴吹ハウジングサービスは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置く旨の要請を行った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
22	SMBCコンシューマーファイナンス(株) (平成27年5月22日)	貸金業を営むSMBCコンシューマーファイナンス(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)	29	アイディホーム(株) (平成27年12月22日)	戸建住宅の建設・販売業等を営むアイディホーム(株)は、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	
23	(株)建築資料研究社 (平成27年6月4日)	資格取得対策スクールの運営等の事業を営む(株)建築資料研究社は、 ① 資格取得対策スクールの運営等の業務を委託している一部の事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。 ② 事務所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	30	(株)アーネストワン (平成27年12月22日)	戸建住宅の建設・販売業等を営む(株)アーネストワンは、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	
24	(株)コインパーク (平成27年6月5日)	駐車場事業を営む(株)コインパークは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	31	(株)東光高岳 (平成28年1月20日)	電力機械器具等の製造販売等を行う(株)東光高岳は、電力量計の取替工事を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	

消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

令和2年3月末時点

33	(株)Q配サービス (平成28年6月16日)	貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業等を営む(株)Q配サービスは、 ① 荷主から請け負った配送業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 事業所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	38	(株)帝国データバンク (平成29年3月9日)	企業の信用調査、企業情報の提供等の事業を営む(株)帝国データバンクは、企業信用調査等業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)
34 35	(株)松下サービスセンター (株)APサービスセンター (平成28年8月31日)	住宅等の建築リフォーム工事業を営む(株)松下サービスセンター及び(株)APサービスセンターは、 ① サイディング工事を請け負わせている個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに工事代金を据え置いて支払った。 ② 駐車場等の賃貸人等の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	39	住友不動産(株) (平成29年7月14日)	不動産取引業、建築工事業等を営む住友不動産(株)は、自社が一般消費者から請け負う住宅の改築工事に伴う大工工事の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
36	(株)KATEKYOグループ (平成28年10月21日)	学習塾の運営等を行う(株)KATEKYOグループは、 ① 学習指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 教室施設等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)	40	(株)ニチイ学館 (平成29年9月14日)	教育講座の運営等の事業を営む(株)ニチイ学館は、教育指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)
37	(株)スーパーホテル (平成29年2月22日)	ホテル業を営む(株)スーパーホテルは、 ① 支配人業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② ホテル建設、税務会計等に関する指導業務等(「顧問業務」)を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに顧問料を据え置いて支払った。 ③ 朝食用惣菜の仕入先である法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに仕入代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	41	(株)西日本新聞社 (平成29年12月14日)	日刊新聞の発行及び販売等の事業を営む(株)西日本新聞社は、 ① 日刊新聞の販売促進業務(新聞の新規購読者の獲得や既存の購読者に対する契約更新手続等の業務)を委託している人格のない社団等である事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 日刊新聞等に掲載する記事、写真、イラスト等の原稿作成業務を委託している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
				42	エコロシティ(株) (平成30年2月1日)	駐車場事業を営むエコロシティ(株)は、駐車場用地の賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)

消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

令和2年3月末時点

43	(株)山野楽器 (平成30年2月6日)	音楽・映像ソフト、楽器等の小売業のほか、音楽教室の運営等の事業を営む(株)山野楽器は、 ① 音楽教室の生徒に対する楽器の演奏等の指導業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 自社が販売する楽器を顧客が選定するための助言等を行う業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに手数料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)	48	(株)ジャパンビバレッジホールディングス (平成31年3月20日)	自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を営む(株)ジャパンビバレッジホールディングスは、自動販売機の設置場所を提供する事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)
44	紅屋商事(株) (平成30年6月20日)	食品、日用品等の小売業を営む紅屋商事(株)は、納入業者の一部に対し、商品ごとの税込単価を、本体価格に消費税相当分を上乗せした額から1円未満の端数を切り捨てた額に定め、当該税込単価に取引数量を乗じた額を仕入代金として支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)	49 50	(株)リクルートホールディングス (株)リクルート (令和元年5月24日)	就職、転職等に関する情報提供等の事業を営んでいた(株)リクルートホールディングスは、原稿作成事業者の一部に対し、消費税相当分又は消費税率の引上げ分の全部若しくは一部に相当する額を減じて原稿作成業務の委託料を支払った。 就職、転職等に関する情報提供等の事業を営む(株)リクルートは、原稿作成事業者の一部に対し、消費税相当分又は消費税率の引上げ分の一部に相当する額を減じて原稿作成業務の委託料を支払った。	第3条第1号前段 (減額)
45 46	(株)マイナビ ・ (株)マイナビ出版 (平成30年6月21日)	就職、転職等のポータルサイトの運営等の事業を営む(株)マイナビは、個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに①原稿作成業務の委託料、②著作物の使用料若しくは③広告販売促進業務の委託料(以下「原稿委託料等」という。)又は④講演業務の委託料を据え置いて支払った。 出版業を営む(株)マイナビ出版は、個人事業者又は法人事業者に対し、原稿委託料等について(株)マイナビが消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた額のまま支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)	51	(株)中日新聞社 (令和元年9月20日)	日刊新聞等の発行及び販売等の事業を営む(株)中日新聞社は、 ① 原稿作成業務を委託している事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 日刊新聞等の輸送業務を委託している事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ③ カルチャー教室の講師業務を委託している事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ④ 事務所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
47	(株)イトーヨーカ堂 (平成31年2月15日)	食品、衣料品及び住居関連商品の小売業を営む(株)イトーヨーカ堂は、 ① 商品の納入業者の一部に対し、消費税率の引上げ分の全部に相当する額を減じて商品の仕入代金を支払った。 ② 利用する駐車場の運営者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに駐車場利用料を据え置いて支払った。	第3条第1号前段(減額)及び同号後段(買ったたき)				

52 ・ 53	大東建託(株) ・ 大東建託パートナーズ(株) (令和元年9月24日)	賃貸建物の建築工事業等を営む大東建託(株)は、自ら使用する駐車場等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 不動産賃貸等の事業を営む大東建託パートナーズ(株)は、利用者に転貸するための駐車場等を自社に賃貸するオーナーの一部に対し、借上賃料について、利用者から受け取る転貸賃料を消費税率の引上げ前までと同額で定め、当該転貸賃料から消費税率の引上げ分を上乗せした自社の運営管理費等を差し引くことにより、消費税率の引上げ前よりも低い額で支払った。	第3条第1号 後段 (買ったたき)
54	(株)カルチャー (令和元年12月12日)	カルチャー教室の運営等の事業を営む(株)カルチャーは、講師業務を委託している事業者に対し、受講料の額に一定率を乗じて算出した額に消費税相当分を加えた額を委託料として定め、支払っているところ、一部の事業者に対し、令和元年10月1日の消費税率10%への引上げに際し、一定率を引き下げた。	第3条第1号 後段 (買ったたき)